

再生可能エネルギー地域共生促進税条例

宮城県環境生活部次世代エネルギー室

宮城県では、「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」を制定した（令和5年条例第34号として、同年7月11日公布、令和6年4月1日施行）。

再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた新たな取組として、全国初となる大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電設備に課税する「再生可能エネルギー地域共生促進税」を導入するものである。

1 条例制定の趣旨・背景

国は、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、2012年に、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを約束する固定価格買取制度（FIT制度）を導入しました。また、地球温暖化対策として、2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、2021年10月に改定した「地球温暖化対策計画」において2030年の温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すことを表明しました。この目標達成のための取組の一つとして、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底

し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしています。

宮城県としても、2023年3月に、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画」や「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」として「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、再生可能エネルギー導入目標を引き上げ、「基準年度（2013年度）比12・1倍に増加させる」などの目標を掲げています。

このように国や県において再生可能エネルギーの最大限導入を目指している中、再生可能エネルギー発電設備が森林に設置される場合については、土砂災害や景観、環境への影

響などへの懸念から、全国各地で問題が生じております。

宮城県では、これまでも再生可能エネルギー施設の望ましい設置の在り方を検討する中で、「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」の策定（2020年4月）、「太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定（2022年7月）」、「環境影響評価条例の一部改正（2022年7月）」等により、地域住民への説明を義務付けるなど、地域との共生を促す取組を進めてきましたが、それでもなお懸念の声が少なくないため、反対の要望や議会での議論の状況等を踏まえて規制強化等を検討してきました。しかし、地域との共

生が困難な事業であつても、法令に基づく許可基準等を満たす場合には再生可能エネルギー発電事業の実施は可能であることから、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた新たな取組として、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電設備に課税する「再生可能エネルギー地域共生促進税」を導入することとしました。

2 条例の概要

条例の概要は以下のとおりです。

(1) 課税対象

森林（国有林・地域森林計画対象民有林）のうち0.5haを超える開発行為⁽¹⁾が行われた区域において、開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手した太陽光・風力・バイオマス発電設備⁽²⁾であつて、自家用又は事業の用に供することができ、状態にあるもの（宮城県内にその発電設備の全部又は一部が所在するものに限る。）

(2) 納税義務者

再生可能エネルギー発電設備の所有者

(3) 課税額の計算方法

単年度に納付すべき税額は、課税標準と税

図表1 太陽光・風力・バイオマス発電設備の税率

太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分

●太陽光発電設備

FIT 価格	10円未満 ※	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満
税率 [円/kW]	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500
FIT 価格	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

●風力発電設備

FIT 価格	16円未満 ※	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

※FIT制度による調達価格が
10円未満（太陽光）、
16円未満（風力）の場合に加え、
FIP、非FIT・非FIPの発電設備を含む。

●バイオマス発電設備：税率 1,050円/kW

率により決定

課税標準⁽³⁾・賦課期日（毎年1月1日）時点における再生可能エネルギー発電設備の

総発電出力（kW）

税率・図表1のとおり総発電出力1kW当たりの税額を設定

(4) 非課税となる再生可能エネルギー発電設備

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光発電設備であつて、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
- ④ その全部が、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
- ⑤ その全部が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画に基づき使用されるもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

(5) 適用除外

施行日（令和6年4月1日）前に稼働済み又は着工済みである再生可能エネルギー発電設備には、条例を適用しない（課税対象としない）

(6) 条例の失効

施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う⁽⁴⁾

3 条例制定による効果・今後の展望

本税については、再生可能エネルギー発電事業から得られる利益の2割相当の税負担となるように、再生可能エネルギー源の種類ごとに、FIT価格に応じて税率を設定しており、課税されることとなった場合には、決して軽くはない経済的負担が毎年生じることとなります。一方、本税は、税収を得ることを主たる目的としたものではなく、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進を目的としており、前述の2（4）④⑥に示したように、地域と共生する再生可能エネルギー発電事業と認められるものは非課税としています。大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業を計画する場合は、地域の意見を聴きながら、地域貢献や防災、景観、

図表2 「再生可能エネルギー地域共生促進税」の概要

項目	内容
課税対象	0.5haを超える森林の開発行為を行った区域内に設置し、自家用又は事業の用に供することができる太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備
納税義務者	課税客体となる再エネ発電設備の所有者
課税標準	再エネ発電設備の総発電出力（kW）
税率	再エネ種別ごとに、FIT制度の調達価格に応じて*設定（円/kW） ※バイオマスを除く
非課税	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村の認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備 等
適用除外	施行日時点で、稼働済み及び着工済みの施設は課税対象外
条例の有効期間	5年（3～5年程度を目途に見直しを実施）

ポイント！

地域と共生する事業として、市町村の認定を受けた場合は、非課税になります。事業者が認定を受けるためには、以下のような取組が求められます。

- ・ 地域の住民や産業団体等の意見を聴き、地域貢献策を実施する
- ・ 住民の不安をより低減できるよう、環境、防災、景観などに配慮した事業計画を策定する
- ・ 地域の合意形成を図る など

環境などに配慮した事業計画を策定し、地域の合意形成を図り、非課税となる事業として実施していただきたいと考えております。地域と共生する再生可能エネルギー発電事業として認定を受けるための考え方や手続については、市町村と事業者の双方にとっての

「よりどころ」となることを目指して宮城県が策定した「地球温暖化対策推進法に基づく『促進区域』『地域脱炭素化促進事業』の認定等に係るガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関連）」に示しています。本ガイドラインでは、地域の合意形成に係る標準的な

手続や認定の適否を協議するための協議会の設置手順及び運営方法にとどまらず、どのような考え方の下に事業を進めていくべきかについても具体的に示しました。また、事業者と市町村が、どのように地域への説明を進めていくべきか、どのような準備が必要かといった点を話し合う際には、両者に任ぜきりにせず、宮城県が適切に助言するなど、伴走型で支援していくこととしています。宮城県としては、このような取組を進めていくことで、地域と共生する再生可能エネルギーの最大限の導入を目指してまいります。

注

(1) 開発行為…土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為

(2) 再生可能エネルギー発電設備の設置以外の目的で開発行為を行った場合であっても、開発行為の完了後5年を経過した日までに再生可能エネルギー発電設備を設置するような場合は課税対象

(3) 再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備が開発区域（森林）の内外にわたる場合などは、総発電出力を設備の設置面積で按分して課税標準を算出

(4) 5年を経過するよりも前に、この税の役割や効果を検証し、税の在り方について、修正

